

平成26年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成27年2月27日（金） 15：00～16：20
- 2 場 所 さぬき市津田支所2階 第5・6会議室
- 3 出席者〔委員〕 合田 千秋 夏田 安晴 廣瀬 強 須田 正義 土佐 清二
平野 通 大森 郁代 野崎 紀子 國方三千代
〔事務局〕 中野敏記生涯学習課長 三井重彰所長 土居康宏専門相談員
木村節子専門相談員 石塚一美補導主事
〔傍 聴〕 0名
- 4 議 題 平成26年度事業報告について
その他
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意 見 概 要
(事務局)	<p>ただ今から平成26年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会を開会します。開会にあたりまして、本日の会議の出席状況を御報告させていただきます。本日の会議の出席者は9名、欠席者は5名です。欠席者のうち4名の方が委任状の提出をされております。さぬき市少年育成センター条例施行規則第6条第2項にもとづき過半数の委員の御出席をいただいております。会議が開催できますことを御報告いたします。あわせて、附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針にもとづき、会議の公開・傍聴の受付を行ってりましたが、本日の会議の傍聴者はいないことを御報告いたします。</p>
(委員長)	<p>開会のあいさつ</p>
(生涯学習課長)	<p>教育長は議会のため、欠席。生涯学習課長よりあいさつ 次代を担う子どもが健全に成長することは、私たち市民すべての願いです。しかし、少年犯罪の多くは低年齢化・凶悪化し、学校でのいじめ、不登校、家庭での児童虐待など青少年をめぐる問題は、深刻さを増し、社会全体の問題になっています。本市においても、万引きや道交法違反など初発型非行の低年齢化、喫煙、深夜徘徊等の問題行動の発生に対し、非行防止活動の一層の推進が求められています。(以下省略)</p>
(事務局)	<p>議事進行は、さぬき市少年育成センター条例施行規則第6条で「運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる」とあるので、土佐委員長にお願いいたします。</p>
(議長)	<p>それでは、本会の進行について、議長さんよろしくお願いたします。 それでは、これより議事に移ります。議案について、事務局より説明お願いたします。</p>

	<p>(事務局説明 議案第1号 平成26年度事業報告</p> <p>(1) 育成センター運営方針 (2) 育成センター活動の重点</p> <p>(3) 活動計画の概要と実施状況・・・少年補導、少年相談、適応指導、地域連携、環境浄化、広報啓発、研究・研修、運営に関する審議会</p>
(議長)	<p>ただ今、事務局から項目ごとに説明がありましたが、何か質問等ありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>適応指導教室の相談件数が、昨年と比較するとすこし少なくなっていますが、何が影響しているのか教えてください。</p>
(事務局)	<p>担当者のカウントの仕方によって異なった部分だと思います。例えば、相談者が子ども二人の話をした場合に、件数を2件で取り上げるか、保護者が1人なので1件として取り上げるところで異なってくるわけです。県全体でも検討課題となり、現在整理しているところです。</p>
(議長)	<p>御理解いただきましたでしょうか？</p> <p>ほかに御意見等ありますか。無いようでしたら、平成26年度さぬき市少年育成センター事業報告案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか</p>
(各委員)	<p>異議なし</p>
(議長)	<p>恐れいりますが、事業の案を抹消してください。ありがとうございました。</p>
(事務局)	<p>(事務連絡：運営委員の報酬について説明)</p> <p>さぬき市教育委員会生涯学習課 中野敏記課長から閉会のあいさつを申し上げます。</p>
(生涯学習課長)	<p>本日は、運営委員会の御審議ありがとうございました。運営にあたっては、子どもの福祉と人権尊重の精神に基づき、「社会のルールを守る」「他人を思いやる」など、豊かな心を育てるための地域社会への啓発を行い、少年犯罪の未然防止につなげるため連携を一層深め、本日も報告いたしました「平成26年度事業報告」の成果と課題を再度検証し、運営方針に沿った活動を積極的に推進してまいりたいと考えています。今後とも御支援・協力をお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。</p>
(事務局)	<p>以上を持ちまして、平成26年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会を終わります。本日は御苦勞様でした。</p> <p>※会議の公開について</p> <p>会議は公開とし、会議開催日10日前から市ホームページ等で周知した。また、傍聴については、会議開催時間の30分前から開会まで受付を行ったが傍聴者はいなかった。</p>